

近江八幡市エネルギー価格高騰事業者支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰が事業の実施に当たって負担となっている近江八幡市内の中小零細企業をはじめとする事業者に対し事業の継続を支援するため、予算の範囲内において近江八幡市エネルギー価格高騰事業者支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 法人 次に掲げる者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、相互会社又は特例有限会社に限る。）

イ 常時使用する従業員の数が300人以下の事業者であつて、次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当するもの

（ア） 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

（イ） 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

（ウ） 企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合をいう。）、協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合をいう。）、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の4に規定する農事組合法人であつて、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号に規定する協同組合等に該当しないものをいう。）又は一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等をいう。)

（エ） 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）

第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)又は公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人をいう。)

ウ 法人税法第2条第1項第8号に規定する人格のない社団等であつて、同項第13号に規定する収益事業を営むもの

(2) 個人事業主 個人事業の開業の届出を行っている者(前号ウに該当しない者に限る。)

(支給対象者)

第3条 支援金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、令和6年4月1日以前から開業している法人又は個人事業主であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 法人にあつては、近江八幡市内(以下「市内」という。)に本店、支店その他の事業所(以下「事業所等」という。)を有する者

(2) 個人事業主にあつては、市内に住所又は事業所等を有し、かつ、令和5年の事業収入額が、総収入額の2分の1以上である者

(3) 令和5年1月1日から支援金の申請をしようとする日(以下「申請日」という。)の属する月の末日まで(以下「対象期間」という。)に、次に掲げるいずれかの経費(以下「エネルギー経費」という。)を事業の用に使用し、及び支払実績がある者

ア 電気

イ ガス

ウ ガソリン

エ 重油

オ 軽油

カ 灯油

(4) 申請日以後も事業を継続する意思がある者

(5) 申請日において、近江八幡市税に未納がない者

(6) 自己若しくはその家族及び同居人又は自社若しくは自社の役員等が、次に掲げ

るいずれにも該当しない者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 法人 5万円

(2) 個人事業主 3万円

（支援金の支給の申請等）

第5条 支援金の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、近江八幡市エネルギー価格高騰事業者支援金支給申請書兼請求書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 誓約書（別記様式第2号）

(2) 支援金の振込先口座が分かるものの写し

(3) 申請者が法人の場合にあつては、直近1期分の確定申告書及び損益計算書の写し。ただし、申請者が第1期目の決算期を迎えていない場合は、創業日が確認できるもの

(4) 申請者が個人事業主の場合にあつては、令和5年分の確定申告書（給与収入がある場合は、併せて令和5年分の所得税青色申告決算書又は収支内訳書）の写し。ただし、申請者が第1期目の決算期を迎えていない場合は、創業日が確認できる

もの（給与収入がある場合は、併せて近江八幡市エネルギー価格高騰事業者支援金収入内訳書（別記様式第3号））

- (5) 対象期間中にエネルギー経費を支払ったことが分かるもの
- (6) 第3条第1号又は第2号の要件を満たすことが確認できるもの
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 申請は、支給対象者ごとに行うこととし、その回数は1回限りとする。

（申請の期限）

第6条 申請の期限は、市長が別に定める。

（支援金の支給等）

第7条 市長は、支給対象者から第5条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該支給対象者に支給の内容を通知し、及び支援金を支給するものとする。

（支援金に関する周知等）

第8条 市長は、支援金の支給に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請の受付開始日等の事業の概要について、支給対象者への周知を行う。

（不当利得の返還）

第9条 市長は、支援金の支給を受けた者が支給対象者の要件に該当しないことが明らかとなった場合又は偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた場合は、当該者に支給した支援金の返還を求めるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、支給決定者に係る第9条の規定については、同日後も、なおその効力を有する。